



令和5年3月10日

担当課	人事課（給与班）
担当者	小浦・明樂
電話	073-435-1019
内線	2568

市職員のマスク着用の考え方について

令和5年3月13日以降、国の対策本部決定により、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることとされました。

市役所の業務の中には、窓口等で市民と近距離で接する機会や医療機関、高齢者施設等を訪問する機会も多いため、これまでは市職員のマスクについて、着用の徹底を周知し取り組んできましたが、令和5年3月13日以降の市職員のマスク着用は次のとおりとします。

来庁される皆さまには、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

1 マスクの着用を推奨する場合について

- (1) 窓口業務を行う場合
- (2) 来庁者からマスクの着用を求められた場合

2 マスクの着用を必要とする場合について

- (1) 医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- (2) 発熱、せき等の風邪症状がある場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性の者、同居家族が陽性となった者で、やむを得ず外出する場合

3 職場以外でマスクの着用を推奨する場合について

- (1) 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する場合
- (2) 医療機関を受診する場合